

## 現場における施工体制の把握の着眼点

土木工事監督技術基準（案）第3条に基づき、監督職員等により現場における施工体制の把握を行うものとし、その具体的内容については、以下のとおりとする。

### ① 配置技術者の専任性及び技術者の適正な配置

- 配置技術者の確認  
工事請負契約書第10条に基づき通知を受けた専任の技術者等の現場での常駐状況について確認する。
- 監理技術者資格者証の確認  
監理技術者が監理技術者資格者証を携行していることを確認する。

### ② 施工体制台帳及び施工体系図の整備

- 施工体制台帳の確認  
施工体制台帳が現場に配備されていることを確認する。
- 施工体系図の確認  
配備された施工体制台帳に添付されている施工体系図と現場に掲示されている施工体系図が同一であることを確認する。  
また、施工体系図が工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを確認する。
- 下請の把握  
施工体制が一括下請負に該当していないか、施工体制台帳又は施工体系図が実際の体制と異なるものでないか確認する。

### ③ その他契約の履行上必要な事項

- 標識等の確認
  - ・ 建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されていることを確認する。
  - ・ 建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識が掲示されていることを確認する。
  - ・ 労災保険関係成立票が掲示されていることを確認する。